

特殊車両に該当するトラクタ等の出荷台数について

- トラクタ単体あるいはトラクタに作業機を直装(またはけん引)することによって、幅、長さ、高さ、総重量等のいずれかの値が「一般的制限値」を超える車両を「特殊車両」といい、道路の通行には、特殊車両通行許可を得る必要。
- 過去10年における特殊車両に該当するトラクタ等の出荷台数は、合計で約9万台。

特殊車両に該当するトラクタ等の出荷台数
(2011年から2020年までの累計) (単位:千台)

種類		台数
トラクタ(単体)		0.8
作業機	直装タイプ	78.4
	被けん引タイプ	14.4

出典:一般社団法人日本農業機械工業会調べ

注1:車両寸法(被けん引タイプの場合は連結した状態)が、幅2.5m、高さ3.8m、長さ12m超となるもの

注2:日本農業機械工業会会員企業(11社)及び北海道農業機械工業会からの回答を合算

主な一般的制限値



作業機の装着イメージ

直装タイプの作業機

諸条件・保安上の制限を満たせば公道走行可能



被けん引タイプの作業機

諸条件・保安上の制限を満たせば公道走行可能



出典:株式会社クボタHP